

委託番号 呉こ施委第9号

担当課 こども施設課

設計者

市場

検査者

谷

主査

課長補佐  
GL

奈

主幹

課長

松村

副部長

部長

副

令和8～13年度

呉市業務委託設計書

業務名

山の手保育所ほか3施設機械警備業務

業務場所

呉市山手2丁目11番1-101号ほか

予定価格 (消費税抜き)

3,833,000 円

業務日数

日

又は期限

令和13年7月31日

説明事項

1 前払

有 ( )

無

2 部分払

有 ( )

毎月60回

無

3 その他

山の手保育所ほか3施設機械警備業務設計内訳書

単位(円)

業務原価	直接業務費	直接人件費		
		直接物品費		
	業務管理費			
	合 計			
一般管理費等				
業務価格				
消 費 税				
業務委託設計金額(税抜き)				
業務委託設計金額(税込み)				

# 山の手保育所ほか3施設機械警備業務仕様書

山の手保育所ほか3施設の施設・設備の夜間、日祝日等における防火、防犯等に関する管理業務を警備業務受託者（以下「受託者」という。）に委託して行う場合の実施要領は、次のとおりとする。

## 夜間機械警備業務

### 1 警備対象施設

- (1) 呉市山の手保育所（呉市山手2丁目11番1-101号）
- (2) 呉市三坂地保育所（呉市広塩焼1丁目2番19号）
- (3) 呉市皆実保育所（呉市仁方皆実町1番14-101号）
- (4) 呉市安登保育所（呉市安浦町安登西5丁目7番20号）

### 2 警備の方法

機械警備（自動警報警備）とする。

ただし、不良行為防止のために、呉市（以下「委託者」という。）から依頼があった場合は、期間を定めて、警備員による巡回警備を行うものとする。

### 3 警備業務における実施事項

- (1) 盗難，火災の予防，防止，早期発見及び不良行為の防止
- (2) 事故発生時における秩序保持
- (3) 非常時における関係先への通報・連絡
- (4) 目的外使用に伴う施設の解錠・施錠
- (5) 警備実施事項の報告
- (6) その他警備に付随する事項について，委託者及び受託者で協議の上，取り決めた事項

### 4 警備業務実施時間

- (1) 開所日 保育時間終了後から翌日の午前7時30分まで
- (2) 日祝日等 午前7時30分から翌日の午前7時30分まで

※火災監視提供業務については，24時間とする。

※警備実施時間は，保育所から警報装置の警備開始の信号を受けた時に始まり，保育所から警報装置の警備解除の信号を受けた時に終わる。

## 5 警備業務提供条件

- (1) 受託者は、警備対象物件に不法侵入、火災異常等を感知する警報機器を設置し、それらの情報を受託者の監視センターに送信し、これにより送信される異常の有無を自動的に表示できる機械設備を有するものとする。
- (2) 業務提供時間中は、(1)に定める表示装置により、警備対象施設の異常の有無を中断なく監視するとともに、常に警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。
- (3) 警報装置は、常に正常な機能を保持するよう管理するものとして、万一業務提供時間中に警報装置が作動不能になった場合は、警備員を待機させるなどの代替措置により責任ある警備を実施する上、施錠する。
- (4) 警備業務に当たる場合には、警備員の服装を着用すること。

## 6 日常における警備要領

- (1) 警報装置の開始及び解除操作は、原則として委託者の責任において行う。ただし、受託者は、保育所及びこども施設課から要請があった場合、速やかに対応するものとする。また、委託者が警報装置の開始操作を怠ったと判断される場合には、受託者は当該警備対象施設に異常がないことを確認の上、警報装置の開始操作を行うものとする。
- (2) 保育所に目的外使用のある場合は、あらかじめ保育所又はこども施設課から受託者に連絡し、受託者は、使用時間前に解錠し、使用後は、点検の上、施錠する。
- (3) 受託者は、異常事態発生時に警備員が25分以内に現場に到着できる態勢を常に確保すること。
- (4) 警備業務に当たる場合には、警備員の服装を着用すること。

## 7 異常事態発生時の措置

### (1) 防犯提供業務

受託者は、警報機器によって感知される侵入異常の監視又は侵入異常を受信したときは、直ちに警備員を急行させ、異常事態の内容の確認を行い、その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。また、必要に応じて、緊急連絡者又は関係先に通報するものとする。

### (2) 火災提供業務

受託者は、終日、警報機器又は自動火災報知器によって感知される警備対象施設にかかる火災異常の監視並びに火災異常を受信したときは、直ちに警備対象施設に電話連絡し、火災発生と判断したときは消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を当該施設に急行させ、初期消火等の必要な処置をとるものとする。

警報機器がセットされている状態において異常情報を受信したときは、受託者は直ちに警備員を当該施設に急行させ、火災の有無の確認を行い、必要と認めた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止のため

初期消火等必要な処置をとるものとする。また、必要に応じて、緊急連絡者又は関係先に通報するものとする。

## 8 損害保険の加入

受託者の責に帰すべき理由により委託者若しくは委託者の職員又は第三者の身体及び財産に損害を与えた場合、その損害を賠償するために、受託者は、次のとおり火災、盗難等の損害保険に必ず加入すること。（写し提出要）

- (1) 身体上の損害については、被害者1名につき4千万円。ただし、1事故につき10億円
- (2) 財産上の損害については、1事故につき10億円
- (3) 身体上の損害及び財産上の損害合わせて1事故につき10億円

## 9 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話又は口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

## 10 鍵の預託

警備に必要な鍵は保育所から預託を受ける。受託者は、預託された鍵の取扱いについては、厳重に行うものとする。

## 11 警備実施結果の報告

受託者は、警備責任時間内における警備結果について、警戒時間、解除時間、操作者氏名、異常内容等を記載した1か月分の警備報告書を作成し、翌月に保育所長（指定場所）に提出するものとする。

## 12 警報機器設置箇所

- (1) 警報機器は、事務室、給食室、休憩室、保育室、ホール、廊下等に設置し、マグネットセンサー、立体熱センサー及び赤外線センサー等により異常を感知することができるものとする。特に事務室及び給食室（これらに隣接する休憩室や医務室等を含む。）については、出入口及び窓に開閉時を感知する警報機を合わせて設置するものとする。
- (2) 自動火災報知設備と移報装置を連動すること。
- (3) 回線については、常時断線監視すること。なお、これに係る通信費は受託者が負担すること。

## 13 警報機器の維持管理

- (1) 設置された警報機器及びこれに付帯する一切の設備については、受託者の所有でこの設置工事費、契約終了時における機器撤去費、維持管理費及び保守点検費用は受託者の負担とする。
- (2) 施設の増改築等により、警報機器の移設工事等が必要となった場合は、別途協議

する。

(3) 警報装置の機能を正常に維持するため、受託者においてこの保守点検を必要に応じて適宜行うものとする。

#### 1.4 契約期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

なお、警報装置の設置作動までの間は、受託者において代替警備対策を講ずるものとする。

#### 1.5 支払い条件

月割りの均等払いとする。ただし、端数については、最終月の精算とする。

## 非常通報業務

### 1 警備対象施設

- (1) 呉市山の手保育所（呉市山手2丁目11番1-101号）
- (2) 呉市三坂地保育所（呉市広塩焼1丁目2番19号）
- (3) 呉市皆実保育所（呉市仁方皆実町1番14-101号）
- (4) 呉市安登保育所（呉市安浦町安登西5丁目7番20号）

2 業務対象内に、外的圧力等による緊急の事態が発生（以下「非常事態」という。）した場合、業務対象内に設置した通報装置により、通信事業者の回線を経て、非常通報信号を受託者の監視センターへ送信する。

3 受託者の監視センターで非常通報信号を受信したときは、受託者は警備員を速やかに業務対象へ急行させ非常事態を確認した後、委託者にかわってその旨を関係機関に通報する。ただし、受託者は電話等により委託者の非常事態を確認できたときは、委託者にかわって直ちに関係機関に通報する。

4 前記のいずれのときにおいても、業務対象に到着した警備員は非常事態を確認した場合には、被害の拡大防止に努める。

5 前記の通報機構は次のとおりとする。

業務対象内に設置した固定式スイッチ又は移動式スイッチを押すことにより、通報装置で信号化し、通信事業者の回線を経て、受託者の監視センターに自動的に送信する。

6 通報機能は、次のとおりとする。

委託者は、常時受託者に通報することができる。委託者は、加入電話回線を通話用と非常通報用とも共用している場合、通話状態にあるときは受託者の監視センターへの通報が阻害されることを了承する。

7 非常通報業務については、機械警備受託者との随意契約とし、契約期間は機械警備業務と同期間とする。

## その他

- (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。
- (2) 呉市は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、この契約の経費に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。
- (3) 入札等による受託者の変更による警報装置の設置作動までの間は、受託者において代替警備対策を講ずるものとする。
- (4) 大規模改造および所舎建築により改造及び所舎建設建物以外において警備ができなくなったときは、受託者において代替警備対策を講ずるものとする。
- (5) 警備対象施設が契約期間中に廃所となった場合には、別途協議する。
- (6) 受託者は本警備契約を受託した後、機器の設置図面及び警備計画書を速やかにこども施設課に提出し、承認を得ること。

### 入札書記載事項

- (1) 警備対象施設の年額警備料金の合計金額
- (2) 警報機器・非常通報装置及びこれに付帯する一切の設備の設置工事費及び契約終了時におけるこれら機器撤去費を含む。また、緊急出動及び警報機器等の取扱い等一切の出動についての費用も含む。

### 確認書類

落札業者は、次の書類を提出すること。

- (1) 無線車両台数及び呉市内の待機場所の配置図
- (2) 損害保険加入証書の写し
- (3) 機械警備業務管理者証の写し
- (4) 機器の設置図面及び警備計画書